

広島県告示第百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部の委任を解除させた。

令和七年二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

会計管理者の事務の一部の委任を解除した出納員	解 除 し た 事 務	解除した年月日
東部厚生環境事務所に所属する次の職員 松浦 孝易	東部厚生環境事務所環境管理課の所掌に属する旅費（当該機関の他の出納員の分掌事務に係るものを除く。）のうち、旅費システムにより処理する旅費に係る支出負担行為に関する確認	令和七年一月二三日